

令和2年第1回（2月）掛川市議会定例会受理  
陳 情 文 書 表

受 理 日	番 号	件 名	陳 情 要 旨	提 出 者	付 託 先
R元. 12. 12	1	戸籍法改正法 平成20年発 布の未実施の行 政府に関する 陳情	<p>掛川市市民課は、平成20年発 布戸籍法改正法の未実施10年間 で延べ16万人にプライバシーの 侵害に相当する行為をしてき た。</p> <p>平成30年～平成31年違法行為 の是正、行為の告示、再発防止 を求めてきたが、十分な対応を されず令和元年9月行政不服審 査請求及び詰問書を行政課に提 出した。</p> <p>行政課の回答では違法行為の 告示は拒否されている。しかし 市民（国民は）行政施行内容を 知る権利もプライバシーの侵害 に訴訟する権利もあり、市民 （国民）の基本権利を三権分立 も蔑ろにする行為は、掛川市の 自治権すら疑問符がつく。</p> <p>市長が就任初期の所信表明に て、市職員は市民に模範たる行 動を即していたが、行政の今日 の行動はその模範たるに相応し い行動であるのか。</p> <p>市民（国民）の代表として、 市民（国民）の権利を厳守する 行動をお願いします。</p>	静岡県掛川市 初馬1672-8 戸塚好雄	総務委員 会